令和9年度　沖縄市放課後児童クラブ（学童クラブ）入会案内

令和9年４月１日入会（一斉申込）

受　付　期　間	**令和8年10月19日（月）～11月20日（金）** ＊期間内受付は先着順ではありません。入会審査により決定します。 ＊期間以後の申込みについては、順次空き待ちになります。
問い合わせ先	・　沖縄市福祉文化プラザ児童センター　TEL098-930-1695 ・　沖縄市あげだ児童館　TEL098-934-4643

①　目　　的

放課後児童クラブは、小学校に就学している児童であって、その保護者が労働等により昼間家庭にいないものに、授業終了後に適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図ること。

②　事業内容

児童に健全な遊びと正しい生活習慣を身につけさせるための指導を重点とし、児童館・児童センターにおける行事、遊戯室、図書室を有効に活用して指導する。

③　対象児童

市内在住の小学校に就学している児童で、保護者が労働により昼間家庭にいない児童や、疾病、介護等により昼間家庭での養育ができない児童とする。

④　定　　員

沖縄市福祉文化プラザ児童センター　放課後児童クラブ　　３５名
沖縄市あげだ児童館　放課後児童クラブ　　１８名
※各児童クラブ、発達支援を要する児童等（若干名）の受け入れ有

⑤　利用時間

（１）月曜日から金曜日
　　⇒　小学校の下校時から午後６時３０分
（２）土曜日、夏休み等の長期休業日、学校休業日
　　⇒　午前８時３０分から午後６時３０分



⑥　保護者負担金

月額：児童一人につき　6,000円（原則口座引落）

⑦　その他

・送迎はありません。（保護者の方で送迎お願いします。）
・実施期間は１年間（令和9年4月～翌年3月）で、毎年度申込みが必要です。
・学校休業日等の昼食は、原則お弁当持参になります。※土曜日や夏休み等
・学習指導等は行っておりません。（クラブ室にて、自主学習の時間を設けます）
・クラブから児童のみで習い事等に向かうことはできません。
（塾の職員、保護者等からの習い事への送迎があった際にはクラブにて引渡しを行います）

≪注意≫
１　出産予定のある方は必ず申込書に記入して下さい。（「当クラブの利用が必要な理由」欄）
２　育児休業中の保護者については、学童クラブ入会日までに職場復帰することが対象児童の入会条件となります。
３　お子様の発達、健康面で気になることがありましたら、入会申込み時に窓口で相談して下さい。

※申請方法については裏面をご覧ください→

令和９年度

放課後児童クラブ
入所申込み（一斉申込み）のお知らせ

入所申込期間

令和8年10月19日（月）～11月20日（金）

入所審査は先着順ではありません

申込期間内にお申込みください。早く申込みをしても、入所が優先されるものではありません。

対象者　保護者が就労等により昼間家庭で保育できない、令和9年度に小学校に就学している児童

※要件を満たしていても、定員等により入所できない場合があります。

申込みの流れ

入所申込みまで

1　事前確認
ガイドブック等を確認

ガイドブックや市ホームページの説明資料を確認してください。申込スケジュールや各クラブの利用料金等もご確認ください。

2　見学
希望するクラブを見学

見学方法や予約については、希望するクラブへお問い合わせください。

3　書類準備・申込み
必要書類を準備し、申込み

家庭の状況に応じた必要書類を用意し、ポータルサイトから申込みます。書類は画像にして添付してください。

入所申込み後

4　申込み後の確認
メールとマイページを確認

申込完了後、完了メールを確認します。修正依頼や回答依頼が届いていないか、マイページも確認してください。

5　審査結果・回答
結果を確認し、期限までに回答

審査結果をメールとマイページで確認し、入所または辞退について指定された期限までに回答してください。

6　入所決定後
クラブからの案内を確認

入所決定メール内のクラブからの案内を確認し、必要な入所手続きを進めます。

申込み後もメールとマイページをご確認ください

修正依頼や回答依頼が届く場合があります。指定された期限までに対応してください。

お問い合わせ
沖縄市こども家庭課
健全育成係
098-923-0418
受付時間：午前10時～11時30分
午後1時～4時

ポータルサイト
入所申込みはこちら

沖縄市ホームページ
クラブ情報・説明資料・様式はこちら

～ 放課後児童クラブ入会に関する注意事項 ～

① 保護者が労働等により昼間家庭いないもの（家庭でみることができないもの）が、放課後児童クラブの対象児童になります。対象児童に該当しないため入会が認めらない場合、希望者多数により入会できない場合があります。

② 安全面に考慮し、保護者の方の送迎が必須となります。
また、児童のみの外出は出来ません。来所後に習い事等に通われる場合は、保護者もしくは代理の大人の方のお迎えをお願いします。

③ 入会は、書類審査及び家庭の状況の調査後に決定しますが、申請内容・添付書類等に虚偽がある場合は、入会を取り消すことがあります。

④ 入会基準に該当し、発達支援の利用歴がある児童、疾病、アレルギー等がある場合は、必要に応じて聞き取りや面接を行います。その結果、一般児童の入会または発達支援を要する児童としての入会を判断致します。また、児童クラブにおける集団生活に支障がある場合は、入会決定を取り消すこともありますので、ご了承下さい。

⑤ 入会後、児童の育成支援のため、小学校や保育園、幼稚園等と情報交換や情報提供を行う場合があります。

⑥ 年度の途中で世帯の状況（婚姻、離婚、死亡、児童扶養手当の支給停止、障がい世帯への変更等）や勤務先の変更等、入会申込書の内容に変更が生じた場合は、必ず放課後児童クラブ担当者へご連絡下さい。

⑦ 退会を希望する場合は、退会する月の10日までに放課後児童クラブへご連絡下さい。
（注：退会の手続きが遅れた場合は、翌月の保護者負担金を徴収することとなりますので、ご注意下さい。尚、保護者負担金の日割り計算はできませんので、ご了承下さい。）
※退会届の提出が必要になります。

⑧ 自己都合により、週2日未満の利用となる場合は、退会の対象となります。

⑨ 求職による申立書は、原則年１回（90日）限りとします。90日を超えた場合、退会の対象となります。
※90日に満たない場合でも、1回の利用となります。

⑩ 妊娠中の方は、就業の有無に関わらず、親子健康手帳（前：母子手帳）の分娩予定日が記載されているﾍﾟｰｼﾞのｺﾋﾟｰを必ず提出して下さい。入会対象は、産前6週（多胎妊娠の場合は14週）及び産後8週となっており、産後8週過ぎた場合（育児休暇中も含む）は、退会となります。その他の理由により必要と認めた場合は、その限りではありません。

⑪ 産休後、職場復帰されたもしくは就職先が決定した場合は、速やかに就労証明書を提出して下さい。

⑫ 毎月の保護者負担金に未納がある場合は、次年度放課後児童クラブ入会申込選考の際に入会できない場合があります。

⑬ 審査は、沖縄市こども家庭課にて実施しております。審査結果についてのお問い合わせは、下記連絡先までお願いします。

問い合わせ先:沖縄市役所 こども家庭課　電話 098-939-1212（内線3411・3412）